

e承認サービス(マンション管理組合)＜収納代行利用版＞管理会社側サービス利用規定

(2025 年 12 月改定)

三井住友銀行

e 承認サービス(マンション管理組合)＜収納代行利用版＞管理会社側サービス利用規定(以下、「本規定」といいます)は、株式会社三井住友銀行(以下、「当行」といいます)がマンション管理組合向けインターネット支払承認サービス「三井住友銀行の e 承認サービス(マンション管理組合)＜収納代行利用版＞」(以下、「e 承認サービス(マンション管理組合)」といいます)にてマンション管理組合に対して提供するサービスに対応してマンション管理会社に対して提供するサービス(以下、「本サービス」といいます)の利用に関して定めたものです。

後記 2.(1)に定める当行所定の申込その他の手続を行ったマンション管理会社につき、当行が本サービスの利用を承諾し所定の手続(以下、かかる手続が完了したマンション管理会社を「契約者」といいます)を行い、本サービスを提供するに際しては、契約者と当行との間において本規定が適用されるものとします(以下、契約者および当行間で締結される本規定に基づく本サービスの利用にかかる契約を「本利用契約」といいます)。

本規定に記載の本サービスの内容については、契約者の申込内容によっては一部制限される場合があります。

1. 「e 承認サービス(マンション管理組合)」の内容等

(1) 本サービスの内容

e 承認サービス(マンション管理組合)は、契約者に対してマンション管理を委託するマンション管理組合のうち e 承認サービス(マンション管理組合)を構成する当行所定のマンション管理組合向けサービス(以下、「管理組合側サービス」といいます)を利用しているもの(以下、「管理組合」といいます)において当該マンション管理にかかる各種費用(以下、「管理費用」といいます)の支払事務等を行うに当たり、当該管理組合により選任された者が端末(後記 1.(3)に定義します)を用いて契約者による管理費用の支払承認依頼について承認または否認を行い、承認された場合には管理費用の支払先に対する振込手続を行うこと等ができるサービスであり、e 承認サービス(マンション管理組合)を構成するサービスとして契約者が端末の操作により利用することができる本サービスには、管理組合における管理費用の支払等を円滑に実施することを目的とする以下の機能があります。

- ① 契約者の担当者が管理組合による管理費用の支払にかかる振込依頼明細にかかるデータ(以下、「振込依頼明細データ」といいます)を当行所定の方法により登録の上、契約者の責任者が当該振込依頼明細データの内容を当行所定の方法により確認および確定することにより、当行所定の方法により管理組合に対して当該振込依頼明細データの内容に従った支払を行うことについての承認を依頼する機能(以下、「支払承認依頼機能」といいます)
- ② 契約者の担当者または責任者が支払承認依頼機能により支払承認依頼がなされた振込依頼明細データについての管理組合における承認状況および当行所定の収納代行会社(以下、「指定収納代行会社」といいます)による振込資金等払出口座(e 承認サービス(マンション管理組合)＜収納代行利用版＞利用規定(以下、「管理組合側サービス利用規定」といいます) 1.(1)④に定義します)からの引落し状況を照会する機能(以下、「支払承認状況等照会機能」といいます)
- ③ 契約者の担当者が管理組合に対して承認を依頼する支払の対象である管理費用の証憑書類にかかる電磁的記録を当行所定の方法によりアップロードした後、契約者の責任者が当該電磁的記録の内容を当行所定の方法により確認および確定した上で、当行所定の方法により当該電磁的記録を当該支払承認依頼に添付する(これにより当該管理組合が当該支払承認依頼に対する承認または否認を行う際に当該電磁的記録を閲覧することができるようにする)機能(以下、「ファイル添付機能」といいます)
- ④ 契約者の会社管理者または会社管理者(副)が本サービスの利用にかかるログイン ID(ValueDoor 利用規定第 4 条(1)①に定める手続により発行される利用者 ID をいいます。以下同じ)の新規発行、変更、削除を行う機能(以下、「ユーザー管理機能」といいます)

- ⑤契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)が管理組合による管理組合側サービスの利用により登録された情報その他の管理組合にかかる当行所定の情報を照会する機能(以下、「管理組合情報照会機能」といいます)、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)が管理組合の管理者(管理組合側サービス利用規定 1.(1)①に定義します)または承認等担当者(管理組合側サービス利用規定 1.(1)④に定義します)に代わり当該管理者または承認等担当者のパスワードを初期化することを当行に申請することができる機能(以下、「パスワード初期化機能」といいます)、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)が管理組合の管理者または承認等担当者に代わり当該管理者または承認等担当者のログインIDを当該管理者または承認等担当者に通知することを当行に申請することができる機能(以下、「ログイン ID 通知機能」といいます)その他管理組合の管理のための当行所定の機能(以下、「組合管理機能」といいます)
- ⑥契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)が管理組合による管理組合側サービスの利用にかかる操作ログを照会する機能(以下、「ログ照会機能」といいます)
- ⑦管理費用の支払にかかる支払等承認後振込手続が行われたにもかかわらず、入金口座が不存在である等の理由により振込先金融機関において受取人の預金口座に入金がなされなかった場合において、契約者に対し、当行所定の方法により、その旨その他の当行所定の事項を通知する機能(以下、「入金不能分返金通知機能」といいます)

なお、当行は、本サービスの内容を、本規定の変更を伴わない範囲において、契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。

(2)契約者と管理組合との関係

①管理組合とのマンション管理委託契約の締結

契約者は、本サービスを利用するに当たり、自らの責任において、管理組合との間でマンション管理等業務の委託にかかる契約(以下、「マンション管理委託契約」といいます)を締結の上、管理組合から管理費用の支払事務等を受託します。

②マンション管理委託契約に基づく契約者に対する授権の範囲

契約者は、マンション管理委託契約に基づき、管理組合から、管理組合の代理人として、自らの裁量により管理費用の支払事務等を遂行するために必要な権限(管理費用の支払にかかる振込依頼明細データの作成権限、パスワード初期化機能の利用による管理組合の管理者または承認等担当者のパスワード初期化の当行に対する申請権限およびログイン ID 通知機能の利用による管理組合の管理者または承認等担当者のログインID通知の当行に対する申請権限を含みます)を授与された上、当該権限を行使するものとします(疑義を避けるために付言しますと、契約者は、管理組合に対して管理費用の支払承認依頼を行うに当たり、管理組合から当該管理費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することについての何らの裁量与えられない個別的かつ具体的な委託を受けることはできないものとします)。

契約者は、本サービスの利用の申込時、本利用契約の締結時および本サービスの利用時において、契約者が管理組合から当該権限を適法かつ有効に授与されていることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、本利用契約が存続している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回されることなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。

③管理組合との間の管理者業務委託契約の締結に基づく契約者に対する授権の範囲

契約者は、管理組合との間で管理者業務の委託にかかる契約(以下、「管理者業務委託契約」といいます)を締結の上、管理組合から管理組合の管理者としての業務を受託した場合には、当行所定の方法により、管理組合から、管理組合の代理人として、当行所定の範囲において承認等担当者管理機能(管理組合側サービス利用規定 1.(1)①に定義します)、管理者交代機能(管理組合側サービス利用規定 1.(1)②に定義します)または支払等承認機能(管理組合側サービス利用規定 1.(1)③に定義します)のうち管理組合が管理組合所定の方法により指定したものを利用する権限を授与された上、当該権限を行使することができます(疑義を避けるために付言しますと、契約者は、管理組合の管理者として支払等承認機能を利用するに当たり、管理組合から支払等承認機能の利用により管理費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することにつ

いての何らの裁量が与えられない個別的かつ具体的な委託を受けることはできないものとします)。

契約者は、承認等担当者管理機能、管理者交代機能または支払等承認機能の利用時において、管理組合との間で締結した管理者業務委託契約が適法かつ有効に存続していること、管理組合の管理者として管理組合から承認等担当者管理機能、管理者交代機能または支払等承認機能の利用のための権限を適法かつ有効に授与されていることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、承認等担当者管理機能、管理者交代機能または支払等承認機能を利用している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。

当行は、契約者による承認等担当者管理機能、管理者交代機能または支払等承認機能の利用が行われた場合には、契約者が管理組合との間で締結した管理者業務委託契約が適法かつ有効に存続しており、管理組合の管理者としての契約者に対する管理組合による承認等担当者管理機能、管理者交代機能または支払等承認機能の利用のための権限の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく契約者の権限が適法かつ有効に維持され存続しているものとみなすことができるものとします。

④管理組合に対する情報開示

当行は、管理組合(管理組合の管理者、管理組合または当該管理者のために端末を操作する者を含みます。以下本③において同じ)に対し、契約者が本サービスを利用したまたは管理組合が管理組合側サービスを利用する上で必要な契約者に関する情報その他の契約者による本サービスの利用にかかる情報を開示することができるものとし、契約者はこれに異議なく承諾することとします。

(3)利用環境

契約者は、インターネットに接続されている等当行所定の環境を備えた端末(以下、「端末」といいます)を占有・管理する場合にのみ本サービスを利用することができるものとします。ただし、端末に当行所定の環境が備わっていても、契約者による個別の設定がなされている場合等の事情により本サービスを利用できないことがあります。

(4)利用可能な取引の範囲

本サービスは、日本国内における取引に関してのみ利用できるものとし、海外からは利用できないものとします。

(5)サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は、当行所定の取扱日・取扱時間内とします。ただし、当行は、この取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

(6)取扱手数料等

本サービスの利用に当たっては、当行所定の契約料、取扱手数料および各々にかかる消費税が必要となります。この場合、当行は当該契約料・取扱手数料・消費税を、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。以下同じ)または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなく、契約者が当行所定の方法により指定した手数料決済口座(以下、「手数料決済口座」といいます)から、当行所定の日に引き落とすことができるものとします。なお、当行は、契約者に事前に通知することなく契約料または取扱手数料を変更する場合があります。また、手数料決済口座として指定可能な預金の種類は当行所定の種類に限られるものとします。

2.本サービスの申込

(1)申込方法

本サービスを利用するためには、「e 承認サービス(マンション管理組合)＜収納代行利用版＞管理会社側サービス申込書 兼 ValueDoor 申込書 兼 手数料引落依頼書」による申込その他の当行所定の手続(以下、併せて「本サービス申込等手続」といいます)が必要です。当行が本サービス申込等手続を受け付け、本サービスの利用の申込を承諾して当行所定の手続を行った時点において、契約者および当行間において本利用契約が成立し、契約者は、本規定に従い本サービスを利用できることになるものとします。なお、本サービス申込等手続がなされた場合であっても、当行の判断により本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。かかる場合、契約者は、当該当行の判断に何ら異義を述べないものとします。

本サービス申込等手続が当行所定の方法によりなされた場合には、当行は、正当な権限を有する者により適法かつ有効に本サービス申込等手続がなされたものと認めることができるものとし、契約者は、本サービス申込等手続後に行われた本サービスの利用その他一切の操作、手続、取引等について、正当な権限を有する者により適法かつ有効になされたものとして、その責任を負うものとします。

(2)手数料決済口座の指定

契約者は、本サービス申込等手続において、本サービスで利用する手数料決済口座を当行所定の方法により指定するものとします。

3.本人確認

(1)本人確認手段

本サービスの利用に当たっては、ValueDoor 利用規定に定める当行所定のパスワード認証(疑義を避けるために付言しますと、2023 年 4 月 16 日時点において運用されていた e 承認サービス(マンション管理組合)にかかる当行所定のシステムにおける認証方式による場合も当該パスワード認証として取り扱われるものとします)を本人確認手段として利用するものとします。

(2)本人確認手続

本サービスの利用に当たっては、当行所定のウェブサイトログインするものとし、ログインした時点においてまず本人確認を行います。本人確認方法は ValueDoor 利用規定に定めるパスワード認証が適用されるものとし、当該方法により本人確認がなされた場合には、当行は、その後の本サービスの利用その他一切の操作、手続、取引等が正当な権限を有する者によるものと認めることができるものとします。

(3)ID、パスワード等の管理

- ①契約者は、自らの責任において、ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段を厳重に管理するものとし、ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段を第三者に対して一切開示しないものとします。
- ②ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故のおそれがある場合には、契約者は、自らの責任において、直ちにそれらの変更等当行所定の手続を行うものとします。なお、ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段の偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故により生じた損害について、当行は責任を負いません。
- ③本サービスを利用するに当たり、当行に登録されたパスワードと異なるパスワードが当行所定の回数以上連続して入力された場合には、当行は、当該ログイン ID による本サービスの利用を停止します。

4.提供機能

(1)支払承認依頼機能

①支払承認依頼機能の内容

支払承認依頼機能とは、担当者が占有・管理する端末の操作により、管理組合による管理費用の支払にかかる振込依頼明細データを当行所定の方法により登録の上、責任者が占有・管理する端末の操作により、当該振込依頼明細データの内容を当行所定の方法により確認および確定することにより、当行所定の方法により管理組合に対して当該振込依頼明細データの内容に従った支払を行うことについての承認を依頼する機能をいいます。

なお、契約者は、支払承認依頼機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により担当者および責任者を登録するものとします。

②振込依頼明細データの登録

担当者は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、管理組合による管理費用の支払にかかる振込依頼明細データを当行所定の方法により登録するものとします。なお、担当者は、振込依頼明細データの登録に当たり、管理費用の支払にかかる振込手続のために管理組合が負担する振込手数料の金額を算出の上、振込依頼明細データとともに当行所定の方法により登録するものとします。責任者は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、担当者により登録された振込依頼明細データ(振込手数料の金額にかかるデータを含みます。以下同じ)の内容を確認および確定するものとします。

③管理組合に対する支払承認依頼の通知

当行は、担当者により登録され、責任者により確認および確定された振込依頼明細データ中の会社コードにより特定される管理組合に対し、当行所定の方法により当該振込依頼明細データの内容に従った支払を行うことについての承認を依頼するための通知を行います。

④振込依頼明細データの取扱

当行所定の方法により振込依頼明細データの登録が行われまたは当該振込依頼明細データの内容が確認および確定された場合には、契約者のために正当な権限を有する者が適法かつ有効に当該登録または確認および確定を行ったものとみなされるものとします。なお、担当者および責任者は、自らの責任において振込依頼明細データの内容の真実性、正確性、完全性および最新性を確保するものとし、その内容が真実、正確、完全または最新でなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。また、当行は、振込依頼明細データの内容の真実性、正確性、完全性および最新性等について何ら確認する義務を負わないものとします。

(2)支払承認状況等照会機能

①支払承認状況等照会機能の内容

支払承認状況等照会機能とは、担当者または責任者が占有・管理する端末の操作により、支払承認依頼機能により支払承認依頼がなされた振込依頼明細データについての管理組合における承認状況および指定収納代行会社による振込資金等払出口座からの引落し状況を照会する機能をいいます。

なお、契約者は、支払承認状況等照会機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により担当者および責任者を登録するものとします。

②支払承認状況等照会の方法

担当者または責任者は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、支払承認依頼機能により支払承認依頼がなされた振込依頼明細データについての管理組合における承認状況および指定収納代行会社による振込資金等払出口座からの引落し状況を照会するものとします。なお、担当者または責任者が、支払承認状況等照会機能の利用により管理組合における承認状況および指定収納代行会社による振込資金等払出口座からの引落し状況を照会することができるのは、当行所定の期間内に限られるものとします。

(3)ファイル添付機能

①ファイル添付機能の内容

ファイル添付機能とは、担当者が占有・管理する端末の操作により、管理組合に対して承認を依頼する支払の対象である管理費用の証憑書類にかかる PDF ファイルその他の当行所定のファイルへの記録の方式により記録された電磁的記録(以下、「対象ファイル」といいます)を当行所定の方法によりアップロードした上、責任者が占有・管理する端末の操作により、対象ファイルの内容を当行所定の方法により確認および確定することにより、当行所定の方法により対象ファイルを支払承認依頼に添付する(これにより当該管理組合が支払承認依頼に対する承認または否認を行う際に対象ファイルを閲覧することができるようにする)機能をいいます。

なお、契約者は、ファイル添付機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により担当者および責任者を登録するものとします。

②対象ファイルの添付の方法

担当者は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、対象ファイルをアップロードするものとします。責任者は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、担当者がアップロードした対象ファイルの内容を確認および確定した上で、対象ファイルを支払承認依頼に添付するものとします。なお、担当者がファイル添付機能の利用により対象ファイルをアップロードまたは責任者が対象ファイルの内容を確認および確定することができるのは、当行所定の期間内に限られるものとします。また、ファイル添付機能により添付された対象ファイルは、当行所定の期間の経過後、特段契約者に通知されることなく削除されるものとします。

③対象ファイルの取扱

対象ファイルの様式は、当行所定の様式に限られるものとします。なお、担当者および責任者は、自らの責任において対象ファイルの内容の真実性、正確性、完全性および最新性を確保するものとし、その内容が真実、正確、完全または最新でなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。また、当行は、対象ファイルの内容の真実性、正確性、完全性および最新性等について何ら確認する義務を負わないものとします。

(4)ユーザー管理機能

①ユーザー管理機能の内容

ユーザー管理機能とは、会社管理者または会社管理者(副)が占有・管理する端末の操作により、本サービスの利用にかかるログイン ID の新規発行、変更、削除を行う機能をいいます。

なお、契約者は、ユーザー管理機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により会社管理者を届け出るものとします。また、契約者は、会社管理者(副)によるユーザー管理機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により会社管理者(副)を登録するものとします。

②ユーザー管理の方法

会社管理者または会社管理者(副)は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、本サービスの利用にかかるログイン ID の新規発行、変更、削除を行うものとします。

③ユーザー管理の効果

当行所定の方法によりユーザー管理にかかる操作が行われた場合には、契約者のために正当な権限を有する者が適法かつ有効に当該操作を行ったものとみなされるものとし、当行は、その後の本サービスの利用その他一切の操作、手続、取引等が当該正当な権限を有する者により適法かつ有効になされたものと認めることができるものとします。なお、会社管理者または会社管理者(副)は、自らの責任においてユーザー管理にかかる操作の内容の真実性、正確性、完全性および最新性を確保するものとし、その内容が真実、正確、完全または最新でなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。また、当行は、会社管理者または会社管理者(副)の権限の有無、ユーザー管理にかかる操作の内容の真実性、正確性、完全

性および最新性等について何ら確認する義務を負わないものとします。

(5)組合管理機能

①組合管理機能の内容

組合管理機能とは、担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)が占有・管理する端末の操作により、管理組合による管理組合側サービスの利用により登録された情報その他の管理組合にかかる当行所定の情報を照会する管理組合情報照会機能、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)が占有・管理する端末の操作により、管理組合の管理者または承認等担当者に代わり当該管理者または承認等担当者のパスワードを初期化することを当行に申請することができるパスワード初期化機能、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)が占有・管理する端末の操作により、管理組合の管理者または承認等担当者に代わり当該管理者または承認等担当者のログインIDを当行所定の方法により当該管理者または承認等担当者に通知することを当行に申請することができるログイン ID 通知機能その他管理組合の管理のための当行所定の機能をいいます。

なお、契約者は、組合管理機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により会社管理者届け出るものとします。また、契約者は、担当者、責任者または会社管理者(副)による組合管理機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により担当者、責任者または会社管理者(副)を登録するものとします。

②管理組合情報照会機能の利用方法

担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、管理組合による管理組合側サービスの利用により登録された情報その他の管理組合にかかる当行所定の情報を照会するものとします。なお、担当者または責任者が、管理組合情報照会機能の利用により管理組合にかかる当行所定の情報を照会することができるのは、当行所定の期間内に限られるものとします。

③パスワード初期化機能の利用方法

担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、管理組合の管理者または承認等担当者に代わり当該管理者または承認等担当者のパスワードを初期化することを当行に申請するものとします。なお、管理組合の管理者または承認等担当者の依頼の有無にかかわらず、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)がパスワード初期化機能を利用することにより、当該管理者または承認等担当者のパスワードを初期化することを当行に申請することになります。これにより当該管理者または承認等担当者のパスワードが初期化され、当該管理者または承認等担当者は、それ以前に利用していたパスワードを利用できなくなります。

④ログイン ID 通知機能の利用方法

担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、管理組合の管理者または承認等担当者に代わり当該管理者または承認等担当者に対して当該管理者または承認等担当者のログイン ID を通知することを当行に申請するものとします。なお、管理組合の管理者または承認等担当者の依頼の有無にかかわらず、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)がログイン ID 通知機能を利用することにより、当該管理者または承認等担当者に対して当該管理者または承認等担当者のログインIDを通知することを当行に申請することになります。これにより当該管理者または承認等担当者のログインIDが当該管理者または承認等担当者に対して当行所定の方法により当行から通知されることになります。

(6)ログ照会機能

①ログ照会機能の内容

ログ照会機能とは、担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)が占有・管理する端末の操作により、管理組合によ

る管理組合側サービスの利用にかかる操作ログを照会する機能をいいます。

なお、契約者は、ログ照会機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により会社管理者を届け出るものとします。また、契約者は、担当者、責任者または会社管理者(副)によるログ照会機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により担当者、責任者または会社管理者(副)を登録するものとします。

②ログ照会の方法

担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、管理組合による管理組合側サービスの利用にかかる操作ログを照会するものとします。なお、担当者または責任者が、ログ照会機能の利用により管理組合による操作ログを照会することができるのは、当行所定の期間内に限られるものとします。

(7)入金不能分返金通知機能

①入金不能分返金通知機能の内容

入金不能分返金通知機能とは、管理費用の支払にかかる支払等承認後振込手続が行われたにもかかわらず、入金口座が不存在である等の理由により振込先金融機関において受取人の預金口座に入金がなされなかった場合において、契約者の担当者に対し、当行所定の方法により、その旨、当該入金がなされなかった管理費用の支払先に対する再度の振込手続が必要であること、振込先金融機関から返還を受けた振込資金を当該管理組合へ送金すること、その他の当行所定の事項を通知する機能をいいます。

なお、契約者は、入金不能分返金通知機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により当該通知のための連絡先情報を届け出るものとします。

②管理組合に対する通知

契約者は、契約者の担当者が入金不能分返金通知機能の利用により当行所定の通知を受領した場合には、直ちにその旨該当する管理組合の管理者に連絡するものとします。

5.契約者の確約等

(1)管理組合側サービスにかかる取扱

契約者は、管理組合による管理組合側サービスの利用に関し、以下の事項を確約するものとします。

- ①契約者は、管理組合側サービスの利用にかかる契約の締結の代理または媒介を行う場合には、管理組合から要請がある場合限り、管理組合のためにのみ行うこと
- ②契約者は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律その他の法令を遵守すること

(2)管理組合に対する管理組合側サービスの紹介等

契約者は、マンション管理委託契約に基づくマンション管理業務の遂行に当たり、管理組合のマンション管理の合理化および効率化を図るために行う管理組合に対する情報提供等の一環として管理組合側サービスを紹介するものであることを認識し了承の上、契約者は、管理組合のために以下の行為を行うことができるものとします。

- ①管理組合側サービスにかかるチラシ、パンフレットまたは申込書の配布または交付(ただし、配布または交付する書類の記載方法等の説明はできないものとします)
- ②管理組合側サービスの商品案内にかかる URL の紹介
- ③管理組合側サービスの利用にかかる契約の申込書およびその添付書類等の受領または回収
- ④管理組合側サービスの利用の勧誘行為をすることなく、当行の担当者の紹介のみをすること
- ⑤その他前各号に関連する事項

(3)当行のための代理または媒介の禁止

契約者は、当行のために管理組合側サービスの利用にかかる契約の締結の代理または媒介を行っていると認められるような行為(以下の行為を含みますが、これらに限られません)を行ってはならないものとします。

- ①管理組合側サービスの利用にかかる契約の締結の勧誘
- ②管理組合側サービスの利用にかかる契約の勧誘を目的とした商品説明
- ③管理組合側サービスの利用にかかる契約の締結に向けた条件交渉
- ④管理組合側サービスの利用にかかる契約の申込の受領(単に申込書の受領もしくは回収または申込書の誤記、記載漏れもしくは必要書類の添付漏れの指摘のみを行う場合を除きます)
- ⑤管理組合側サービスの利用にかかる契約の承諾

(4)管理組合の申込書等の取扱

- ①契約者が管理組合より管理組合側サービスの申込書、管理組合の総会議事録の写し、指定収納代行会社に対する同社所定の預金口座振替依頼書その他の管理組合側サービスの申込のために必要な書類(以下、「申込書等」といいます)を受領した場合には、管理組合との間で前記 1.(2)②の管理組合からの授権その他の管理組合による管理組合側サービスの利用および契約者による本サービスの利用のために必要と認められる事項を規定する適法かつ有効なマンション管理委託契約が締結され存続していることを確認した上で、申込書等を当行に当行所定の方法により交付するものとします。
- ②当行は、契約者から申込書等を受領した場合には、管理組合と契約者との間で前記 1.(2)②の管理組合からの授権その他の管理組合による管理組合側サービスの利用および契約者による本サービスの利用のために必要と認められる事項を規定する適法かつ有効なマンション管理委託契約が締結され存続しているものとみなすことができるものとします。
- ③申込書等に届出印鑑相違その他の不備がある場合その他の当行が管理組合に対して管理組合側サービスを提供することが当行の実務上不可能または著しく困難であると認める事情がある場合には、当行は、契約者から交付された申込書等を受け付けず、速やかに契約者に返還するものとします。なお、契約者は、当行が申込書等を受け付けることができない理由等を契約者および管理組合に開示しない場合があることを認識し承し、当該当行の判断に何ら異議を述べないものとします。

(5)マンション管理委託契約等の失効時の対応

- ①契約者は、マンション管理委託契約または管理者業務委託契約が期間満了、解約、解除その他の理由により効力を失った場合には、遅滞なく当行に通知するものとします。かかる失効通知は、契約者自らまたは当該失効したマンション管理委託契約または管理者業務委託契約の当事者であった管理組合をして当行に対して当行所定の方法によるものとします。
- ②契約者は、マンション管理委託契約の失効後において、当該失効したマンション管理委託契約の当事者であった管理組合にかかる管理費用の支払に関し、本サービスを利用しないものとします。契約者が当該失効したマンション管理委託契約の当事者であった管理組合にかかる管理費用の支払に関して本サービスを利用した場合には、当行が当該管理組合に対する振込依頼明細データの送信等の後続処理を行うことがありますが、これにより契約者および管理組合に生じた損害について、当行は責任を負わず、契約者が自らの責任において処理するものとします。
- ③契約者は、管理者業務委託契約の失効後において、当該失効した管理者業務委託契約の当事者であった管理組合にかかる承認等担当者管理機能、管理者交代機能または支払等承認機能を利用しないものとします。契約者が当該失効した管理者業務委託契約の当事者であった管理組合にかかる承認等担当者管理機能、管理者交代機能または支払等承認機能を利用した場合には、当行が当該管理組合のために承認等担当者の登録等(管理組合側サービス利用規定 1.(1)①に定義します)もしくは管理者の登録を正当な権限を有する者が適法かつ有効に行ったものと認め、または支払等承認後振込手続(管理組合側サービス利用規定 1.(1)④に定義します)等の後続処理を行うことがありますが、これにより契約者および管理組合に

生じた損害について、当行は責任を負わず、契約者が自らの責任において処理するものとします。

(6) 当行所定の手数料の立替払

契約者は、支払等承認後振込手続または入金不能分返金手続(管理組合側サービス利用規定 1.(1)⑤に定義します)の実施に当たり、管理組合が当行所定の振込手数料の全額を支払わなかった場合(振込資金等払出口座からの引落しが当行所定の日に行われなかった場合を含みます)には、当行から請求があり次第速やかに当該手数料の未払額相当額を当行に立替払するものとします。

6. 免責事項

(1) 本人確認手段の不正使用等

前記 3.(2)に定める本人確認手続を経た後に行った一切の取引について、当行は契約者本人による取引とみなし、ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(2) 通信手段の障害等

通信機器、公衆電話回線、専用電話回線、インターネットおよびコンピュータ等の障害等当行の責めに帰することができない事由により、本サービスが利用不能となった場合または本サービスの取扱が遅延した場合であっても、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(3) 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当行の責めに帰することができない事由により、ログイン ID、パスワードその他の本人確認手段、取引情報等が漏洩したとしても、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(4) 印鑑照合

契約者が届け出た書面等に使用された印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合には、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(5) 記録の保存

本サービスを通じてなされた契約者および当行間における通信の記録および電子文書等は、当行所定の期間に限り、当行所定の方法・手続により保存するものとします。当該期間経過後において当行がこれらの記録、電子文書等を破棄・消去等したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(6) 情報の開示

法令、規則、行政庁の命令等により本サービスにかかる情報の開示が義務付けられる場合(当局検査を含みます)、当行は契約者の承諾なく当該法令、規則、命令等に定める手続に基づいて情報を開示することがあります。当行が当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(7) マンション管理委託契約等にかかる事項

- ①当行は、マンション管理委託契約または管理者業務委託契約の内容、当該各契約に基づく取引その他マンション管理委託契約または管理者業務委託契約に関連する契約、取引その他の事項(以下、併せて「原取引関連事項」といいます)について一切関知しません。原取引関連事項によって生じた損害について、当行は責任を負いません。
- ②契約者、管理組合および当行間において原取引関連事項に関して紛議が生じた場合には、契約者が自らの責任において処理するものとし、これにより契約者および管理組合に生じた損害について、当行は責任を負いません。この場合、当行に生じた損害について、契約者が管理組合と連帯して賠償するものとします。

(8)その他

- ①当行は、契約者に対し、所定のブラウザソフトの内容、状態、機能、作用等について保証をするものではありません。
- ②当行は、契約者に対し、本サービスへの接続、利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。
- ③当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことについては、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。なお、当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、当該事由に起因して現実発生した通常かつ直接の損害に限られます。当行は、いかなる場合であっても、逸失利益、間接損害、特別損害その他契約者に生じる一切の損害について、損害賠償等の責任を負いません。
- ④本規定の他の条項にかかわらず、災害、事変、感染症または疫病の蔓延等の発生、裁判所等公的機関の措置、通信業者その他の第三者のあらゆる誤った取扱等、当行の責めに帰することができない事由によって、当行が本サービスの提供を行わなかった場合または本来の方法と異なる方法により提供した場合には、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。
- ⑤契約者、担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)が占有・管理する端末以外の端末により本サービスを利用したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

7.届出事項の変更

(1)連絡先の届出

当行は、契約者に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、当行に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

(2)届出事項の変更

契約者が届け出た事項に変更がある場合または届出の印章を紛失した場合には、契約者は、直ちに当行所定の方法によりその変更等を届け出るものとします。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(3)変更事項の届出がない場合の取扱

当行が契約者から最後に届出のあった連絡先に宛てて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、契約者が前記 7.(2)の届出を怠る等契約者の責めに帰すべき事由によりこれらが延着し、または到着しなかったときでも、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

(4)インターネットを経由した書面等の交付

当行が契約者に対して各種書面等を提出・交付・送付・通知する場合には、インターネット上で各種書面等にかかる電磁的記録を掲示した時点で、契約者に対して当該各種書面等の提出・交付・送付・通知が行なわれ、契約者に当該各種書面が到着したものとみなします。契約者は、当行所定の方法により当該各種書面等にかかる電磁的記録を閲覧する義務を負うものとし、契約

者が当該各種画面等にかかる電磁的録を閲覧しなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

8.本サービスの利用停止・解約等

(1)都合による利用停止・解約

契約者および当行は、それぞれの都合で、当行所定の方法により相手方に通知することによりいつでも本サービスの利用を停止することができるものとします。また、契約者は、当行所定の方法により当行に通知することによりいつでも本利用契約を解約することができるものとします。

(2)強制的な利用停止・解約

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合には、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止または本利用契約を解約することができるものとします。

- ①1年以上の当行が相当と認める期間、本サービスの利用がなかった場合(ただし、本サービスにかかる契約料および取扱手数料が継続して支払われている場合を除きます)
- ②電子メールアドレス相違等により、当行から契約者に送信した電子メール等の連絡等が不着になった場合
- ③サイバー攻撃等により、セキュリティ上の危険が生じた場合
- ④後記 12.に従い、契約者が本規定の変更に同意しない旨を通知した場合
- ⑤契約者が当行との取引約定に違反した場合、契約者による本サービスの利用に影響を与える法令・規則等の制定・改定等があった場合等、当行が本サービスの利用停止または本利用契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合
- ⑥ValueDoor の利用を停止された場合
- ⑦契約者のマンション管理業者としての登録がその効力を失った場合
- ⑧指定収納代行会社および当行間における収納代行事務委託にかかる契約が期間満了、解約その他の理由により効力を失った場合
- ⑨契約者が当行に開設した預金口座(本サービスに関連する預金口座に限られません)の全部または一部につき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引(以下、併せて「マネー・ロンダリング等」といいます)に利用されていることが判明またはマネー・ロンダリング等への利用の疑いがあると当行が判断した場合その他マネー・ロンダリング等の観点から本サービスを継続して利用することが適切でないと当行が判断した場合
- ⑩契約者が当行に届け出た事項(本サービスに関連して届け出た事項に限られません)の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましが有ることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当行が判断した場合
- ⑪契約者が当行に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限られません)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当行が判断した場合
- ⑫手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
- ⑬支払の停止もしくは破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立てがあった場合または契約者の財産について仮差押、保全差押、差押もしくは競売手続開始があった場合
- ⑭前記 8.(2)⑫および⑬のほか、契約者の信用状態に重大な変化が生じたと当行が判断した場合
- ⑮解散その他営業活動を休止した場合
- ⑯前記 1.(6)に定める手数料を2ヶ月連続して支払わなかった場合
- ⑰本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出もしくは記載の懈怠があることまたは記載内容に誤りがあることが判明した場合

(3)手数料決済口座の解約による解約

手数料決済口座が解約された場合には、本利用契約も特段の手續を要することなく当然に解約されるものとします。

(4)ValueDoor の利用にかかる契約の解約等による解約

契約者および当行間の ValueDoor の利用にかかる契約が解約されまたは ValueDoor が廃止された場合には、本利用契約も特段の手續を要することなく当然に解約されるものとします。

(5)本サービスの休止

当行は、事前に契約者に通知することなく、本サービスの内容を休止できるものとします。

(6)利用停止等の効力の発生とその効果

前各項に定める利用停止、解約および休止(以下、併せて「利用停止等」といいます)のうち、当行からの通知が必要なものに関しては、契約者に通知が到着した時点において、契約者からの通知が必要なものおよび契約者または当行からの通知を必要としないものに関しては、当行が当行所定の方法により利用停止等の処理を行った時点において、それぞれその効力が発生するものとします。

利用停止等のいずれかの効力が発生したときは、別途定める場合を除き、契約者はそれ以降本サービスを利用することができず、また、その効力発生までに完了していない本サービスにかかる処理は取り消されることがあります。

契約者は、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、利用停止等について当行に対して一切の異議を述べず、また、利用停止等に伴って生じた損害(利用停止等の処理が遅延することに伴うものを含みます)について、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償を請求することができないものとします。

9.サービスの停止および廃止

当行は、90 日前の事前の通知(当行の電子署名を付した電子データによる通知を含むものとします)をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合には、当行はこの期間を短縮できるものとします。この場合、契約者は、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行に対し一切の異議を述べず、かつ、本サービスの停止または廃止によって生じた損害について、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償を請求することができないものとします。

10.業務委託の承諾

当行は、当行が任意に定める第三者(以下、「委託先」といいます)に、本サービスにかかる各種サーバーシステムの運用、保守等の業務のほか、本サービスを運営するために必要な業務の一部を委託することができるものとします。また、当行は、本サービスを運営するために必要な範囲において契約者に関する情報を委託先に開示することができるものとします。契約者は、委託先に対する業務の委託および情報の開示について異議なく承諾するものとします。

11.規定等の準用

(1)本規定に定めのない事項については、手数料決済口座にかかる各種規定、振込規定および ValueDoor 利用規定が準用され、当該各規定により取り扱われるものとします。なお、準用される各規定の定めと本規定の定めとの間において矛盾または抵触が生じる場合には、本規定の定めが優先するものとします。

(2)前記 11.(1)の規定にかかわらず、契約者が本サービスを利用するに当たり、以下に定める範囲において ValueDoor 利用規定の定めが適用または準用されるものとします。

- ①ValueDoor 利用規定第 2 条(1)①の規定にかかわらず、契約者は、基本サービスのうち当行所定のもののみを利用することができるものとします。
- ②ValueDoor 利用規定第 3 条(2)の規定にかかわらず、契約者は、ValueDoor 申込代表口座を当行に届け出る必要はないものとします。
- ③ValueDoor 利用規定第 4 条の規定にかかわらず、契約者は、ValueDoor 認証のうちパスワード認証のみを利用することができるものとします。
- ④ValueDoor 利用規定第 6 条の規定にかかわらず、契約者には、管理専用 ID および管理専用 ID (副)は付与されないものとします。また、同条(4)の規定にかかわらず、契約者は、当行所定の方法により管理専用 ID または管理専用 ID (副)にて利用者 ID の属性情報の登録および利用者 ID の利用可能なサービスの登録を行うことなく、ログイン ID にて本サービスのうち当行所定の範囲のものを利用することができるものとします。なお、契約者は、当行所定のログイン ID にて新たにログイン ID を登録することおよび既存のログイン ID を削除することができるものとします。
- ⑤ValueDoor 利用規定第 7 条および第 8 条の規定は、契約者が本サービスを利用するに当たり、適用されないものとします。

12.規定の変更等

当行は、本規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法により契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内容を変更することができるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める 1 週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当該期間内に当行が契約者からこの変更不同意の旨の通知を受領しない場合には、変更同意とみなします。また、当行が契約者からこの変更不同意の旨の通知を受領した場合には、当行は、契約者に事前に通知することなく本利用契約を解約することができるものとします。

13.権利・義務の譲渡・買入の禁止

契約者は、本利用契約上の権利または義務の全部または一部について譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

14.準拠法と管轄

本規定は、日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上

お客様の情報の利用目的について

私どもは個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、お客様の個人情報を、預金や融資業務のほか、銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務において、下記利用目的で利用いたします。

金融商品やサービスの申込受付、資格等の確認、継続的なお取引における管理、融資取引やリスク商品等の適合性の判断、金融商品やサービスの研究や開発、各種ご提案、お取引の解約や事後管理、権利の行使や義務の履行、与信業務における個人情報機関の利用、委託業務の遂行等、お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため。

なお、個人情報情報機関より提供を受けた個人情報、ならびに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成 16 年金融庁告示第 67 号)に定められた機微(センシティブ)情報は、銀行法施行規則等に基づき限定されている目的以外では利用いたしません。